

大津事件と滋賀県

森 順 次

ここに大津事件というのは、明治二十四年五月一日、当時の滋賀県大津町大字下小唐崎において起ったロシア皇太子遭難事件である。事件そのものも、まさしく驚天動地の兇変であったが、それと同時に、明治憲法発効後半年にもみたない時点において、近代立憲主義憲法の一礎柱といふべき司法権独立の原則が確認される契機を提供したという意味で、わが憲法史上最大の歴史的意義をもつとされ、その主役たる当時の大審院長児島惟謙は「護法の神」とたたえられてきた。

(沼波政春「護法の神児島惟謙」(大正一五年、原田光三郎「護法の巨人」(児島惟謙と其時代」(昭和一五年)、田畑忍「児島惟謙」(昭和三八年)。

しかし星霜移って八〇年。最近では平賀書簡問題などが生じ、それらとの関連で、大津事件において大審院長が、自ら大津へ出かけて担当裁判官に対して個々に強力な説得を試み、遂に見解を変更させたことが改めて問題とされ、論者の中には、児島惟謙を「護法の神」の座から引きずりおろして、新に司法権独立の原則を再確認すべき時期がきたとする者さえ現われるにいたった。まことに、児島惟謙の行動は、一裁判所長が事件担当の裁判官に書簡を送ったのとは、比較にならぬほどの重大な裁判干渉であった。ただ従来は、判決に示された法解釈が正当であり、しかも内閣の政治的圧力に敢然と抵抗して、この正しい解釈が実現されるよう全力を尽したという点を強調して、児島惟謙の行動を賞揚したのである。それは、事件処理の実質を重視した見解であり、その反面、処理の手続的側面を軽視ないし無視しているといえるし、さらには対外的独立にのみ目を奪われて、司法権内部に対する独立を閑却しているともいえる。

大津事件の中心的な問題は、犯人津田三蔵に対して、当時の刑法第一一六条「天皇、三后、皇太子に対し危害を加へんとしたる者は死刑に処す」を適用して死刑し、以てロシアの怒りを緩和せんとする内閣側の見解と、右法条は外国皇族を含まず、従つて通常の謀殺未遂（最高刑は無期徒刑）で処罰するほかはないという児島大審院長らの見解とが対立した点である。右の内閣側の見解が牽強附会の説であること、今日から見ても疑問の余地がないが、当時においても法曹界の意見は、当然のことながら、圧倒的に内閣側の所見に反対であつた。児島大審院長の主張の背後には、このような法曹界の一般の見解があつたと考えられるのであり、特に注目すべきは当時の東京法科大学の教授たち、そのなかでも児島と同じく宇和島藩出身で親交のあつた穂積陳重教授が強力な支持を与えていたことである。

説をなす者は、児島・穂積のごときは弱小藩出身の俊英が、薩長藩閥でかためられている行政府を避けて、非政治的な司法界・学界において頭角をあらわした典型であつて、大津事件は、薩長出身政府要路者たちに一泡ふかせた弱小藩出身者の反抗ではなかつたかという。興味をそそる見方ではあるが、余りにもうがちすぎた短見たるをまぬがれない。事件の中核は、やはり正しい法解釈を固持するか、内閣の政治的要請に屈服するか、にあつたと見るべきであらう。

内閣側は、法曹界の大多数の見解が反対であつただけに、なおさら手段をえらばぬ強圧的な干渉を企てたように見える。例えば、五月一八日に、七名の担当判事のうち、堤正己裁判長には陸奥農相が、中定勝および木下哲三郎兩判事には山田法相が、高野真遜判事には大木樞密院議長が、それぞれ司法部において個別的に会談している。話の内容は嚴重に秘匿せられて今日に至つても明らかではないが、右の四判事以外の三名の判事については、土師經典判事は薩摩出身で西郷内相と親しい間柄の者、安居脩蔵（彦根藩出身）・井上正一兩判事は内閣見解に最初から強硬に反対して容易に所信を枉げないと考えられていたことなどを思い合わせると、内閣側が五対二で判決内容を内閣見解に従わせることを策したものであることは、ほぼ明瞭である。

さらに児島院長および堤・中・土師・安居・高野の五判事は、五月二〇日に京都で明治天皇に拝謁「今般露国皇太子に
関する事件は國家の大事なり、注意して速かに処分すべし」という勅語を賜わっているが、これについては、前記六名が
一九日午後五時五〇分新橋停車場を出発するとき（井上・木下両判事は都倉で翌日出発）とくに山田法相が見送りに出て各判事に対し「京都行在
所より通達の旨もあるにつき、諸君には京都に直行し、天機を伺いて天津に至るべし」と告げたというのであるから、内
閣側は勅語を利用することさえ辞さなかつたといえる。

児島大審院長は、こうした内閣側の圧力に対抗して、正しい法解釈を判決中にとり入れようとする使命感に燃えて担当
判事に個々に面接・説得するという思い切った挙に出で、その際、前記勅語にも触れて、その中に「注意して」とあるの
が要点であるとし、法律の解釈を誤つて國家を辱かしめることのないよう要望した。内閣側の理解の仕方は、明らかに勅
語は犯人の死刑をもとめているというのであつたが、大審院長はそうは解しなかつたのである。そしてこの立場から院長
は、五月二一日午後、宿舍の大津竹清樓の一室で堤裁判長に対し声涙ともにくだる熱烈な説得を行なつた。これに応じて
堤裁判長は五月二三日、院長に対し、熟慮の結果見解を改めるに至つたことを告知、「安居・井上両判事ははじめより同意
見であるから懸念なし、土師・中・高野・木下の四判事中、其の一名を反省せしめよ」と述べたので、院長は大いに喜び、
直ちに木下判事を招いて所見を改めさすことに成功、さらに土師判事にも面接している事実などは、今日、種々の資料に
よつて明らかである。こうして結局、五月二七日の判決は六対一（全員一致の説もある）をもつて、犯人を謀殺未遂で無期徒刑に処し
た。

このような経過をふりかえつてみると、児島院長の言動はもちろんのこと、堤裁判長や木下判事などの言動について
も、考えなおしてみるべき数々の問題点があるといわねばならない。あたかもこのような時期に、家永三郎教授の編註に
なる「児島惟謙——大津事件日誌」が出版されたことは（昭和四六年五月）まことに適切であつた。その中には、児島惟謙の「第一

手記」「第二手記」のほかに興味深いものとして穂積陳重夫人「歌子日記」(抄)も載せられている。かつて大津事件について詳論した尾佐竹猛博士が「……午後五時五十分大津局発にて『カチヲセイスルニイタレリアンシンアレ』との電報は某所に飛んだ。読者よ某書に掲げたる此電報を読まば、正に箇中の消息を知るを得るであろう。」(明治秘史、疑獄難獄(昭)和四年三六三十四頁)というような謎めいた記述をしているのも、今日では、この「歌子日記」により盟友穂積陳重に宛てた児島の電報であることが知られる。

ところが、考えてみると、穂積家に現に保存せられていると伝えられるこの電報の発信時間「午後五時五十分」大津局発というのが、すこぶる問題である。

児島大審院長の第一手記にも、第二手記にも、公判は午後零時三〇分開廷、三時裁判官の合議、六時宣告書成り直ちに開廷し宣告、と記されている。また近江新報社「御遭難の始末」によれば、裁判の宣告のあったのは午後六時三〇分であり(八七頁)、当時の大津裁判所判事三浦順太郎氏の「大津事変実験記」にも六時半判決言渡とある(六四頁)。更に後に述べる当時の滋賀県知事沖守固所蔵の「大津事件資料」にも「午後三時二〇分審問弁論全く終結し三蔵を仮監に拘留す。午後六時再び開廷す。即ち裁判宣告は公開なるを以て傍聴券を頒与す……」とある。これらによれば、判決の言渡は午後六時に開廷された公判廷において行なわれたとみられ、それが完了したのは午後六時三〇分頃であると思われる。そうだとすれば、午後五時五十分は大津局から上記の電報を発信しているのは、判決宣告前に、判決の内容を知り、且つこれを外部にもらしたという奇怪なことになる。この点について、上記「御遭難の始末」に、傍聴人たちが裁判所前庭の芝生や溜所において「頻りに如何なる宣告ならんと待構えおける。児島大審院長三好検事総長は腕車にて裁判所を出て他へ赴かれたれば、こは明日に延期さるることもやなど各咳く中、同院長検事総長も再び帰り来られ、同午後六時三〇分に裁判宣告ありたり」とあるから、この外出の際に、電報の発信があったと考えられる。

ただし、五月二九日付東京朝日新聞には「五月二七日午後五時三五分大津発」の電報として「裁判宣告の際は傍聴人百十余名ありて、中にも新聞記者官吏等多く、警戒頗る嚴重なり、又宣告終るや傍聴人中、国家万歳を唱ふる者ありし」という記事があるが、これを重視すれば話は別である。

右に示したような点をはじめ大津事件について検討すべき問題は多いがその資料は従来かなり多く出版されている。その古典的なものは前述尾佐竹氏の著書（大津事件に関する部分は後に「潮」新聞として掲載された）三浦氏の著書、花井卓蔵「大津事件顛末録」などであるが、数多くの資料を網羅した最も重要なものは安斉保判事「大津事件に就て」（司法省刑事局・思想研究資料特輯第六五号、昭和一四年九月出版）である。これは、上記の諸著書はもちろんのこと、司法省大臣官房所蔵「湖南事件関係書類」、滋賀県庁および滋賀刑務所所蔵の当時の文書、さらにまた当時の新聞記事などを獵渉した綿密な研究である。ただ「極秘」「取扱注意」と表紙に註記せられており、一般にはあまり見かけないが、幸に滋賀県立図書館には「著者寄贈」と朱書された一本がある。なお同図書館には、上記尾佐竹・三浦・花井諸氏の著書も備えられているほか、近江新報社「御遭難の始末」^註があり、また、明治二四年四月九日滋賀県知事に任ぜられ、事件当日の五日前、五月六日に着任したばかりにもかかわらず、事件の責任を負わされて五月一六日付懲戒免官となった沖守固氏（但し六月一六日特旨により懲戒処分を免ぜられている）の所蔵資料を載せた「ふるさと近江」（同氏の孫にあたる前時信兼氏の編になり、昭和四〇年一月号から四二年五月号にいたるまで二七回連載）もある。さらに早崎慶三氏が「大津事件の真相」と題して昭和三八年一月七日から同年六月三〇日まで滋賀日々新聞に連載した記事の切抜帳も保存されている。なお滋賀県庁には、兇器の帯剣、皇太子の血液のにじんだハンカチ、座布団のほか「大津事件関係書類」と題した二冊の綴り、その他の文書がのこされている。

本稿では、これらの資料のうち、特に滋賀県に關係の深い若干の部分を取りあげてみたいと思う（なお我妻榮・林茂・辻清明・明治後期編には「大津事件」一四三頁および見島惟誠・堤定勝らの「司法官葬花事件」二七六頁が要領よくまとめられている）。

註 岩波・近代日本總合年表によれば近江新報は明治二三年二月刊行されている(一四二頁)。同社の「御遊難之始末」はいつごろ発行されたか明らかではないが、滋賀県立図書館のカードボックスでは「明治二四年六月?」と記されている。その冒頭に「……殊に御遊難の現状及び其前後の事は詳細に記述なし一は世上浮説の誤を正し、一は後世史家の史料に供せんとす、只其事実たる錯雜糾紛頗る裁理し難きを以て記事の体裁或は難版に流るるなきを保せずと雖も務めて精確にして誤謬を伝えざるを期す」と述べてあるのから察すれば、事件発生後、そう遠くない時期の発行とみられる。なお県立図書館所蔵のこの書物には、宮内省で武田勝造氏が有栖川宮威仁親王の伝記を編纂中であり、大津事件の資料および写真を大津市役所宛求めてきた旨の新聞の切抜があり、その中に「因に本社では其当時露國皇太子御遊難始末記と題した小冊子を發行した。日露開戦前露國人は大津にくる毎に小唐崎町の永井長助方を訪問し血染のハンカチーフを拝見したいといひ又永井氏宅を撮影するなど敵愾心をあはつた、又戦後に於ては日露の國交を害するとあつて永井氏宅を買ひあげるやら血染のハンカチーフを隠すなどの騒ぎもあつた、丁度その頃本県警察部員は本社に来て遊難始末を全部買あげたいとあつて押収し去つたが歴史上の参考として幾冊かひそかに保存している、去月之を編纂した小川忠之助君から是非一冊ほしいといふので送附した、又当時津田三蔵のため官選弁護となつたのは谷沢龍藏中山勘三の二氏であるが谷沢氏は故人となり、中山氏は改名して中山半と称し且下東京に現存してゐる」という記事がある。この新聞記事も日附は分らない。

事件の責任を負わされて沖知事と同様に五月一六日附懲戒免官となつた斎藤秋夫警部長(當時の県の警務局長)は、位記返上をも命ぜられるという憂目をみているが、ロシヤ皇太子の警護については、なみなみならぬ苦心をしていたらしい。それは、沖守固所蔵資料に示されている。すなわち県下各署より応援せしめ、大津警察署長警部桑山吉輝の指揮の下に警部一人、巡查一五三人、雇四人を以て警衛した。また同資料には、桑山署長より警衛の巡查等へ与えた訓示が残されているが、それによれば

「……到る処夫々御接待の準備をなし、其状殆んど狂するもの如し、殊に御來遊の皇太子殿下は吾が皇室と國家に対しては、空前絶後の大賓と云わざるべからず。然るに、頃日或新聞を閲読するに、往々種々無稽の妄説を流布し、露國は我日本には昔年望みあり、今や内地に漫遊せらるるは前途の希望あるを以てなり。或は我日本にありても殊更露國に日本との葛藤紛糾を生ぜしめ、其隙に乘じ事を為さんと企望し、動もすれば不敬を働ぎ、葛藤を惹起せんとするものなしと断言し難し。現に不敬を為さんと陰謀する者あるもの如き聞えあるを以て、苟も警察に職を奉じ、御警衛に従事するものは十二分の戒心を為し、十二分の視察を加え、活潑運動を為さざるべからず……」

と述べている。何か事の起りそうな無気味な空気が感ぜられていた様子が窺われる。また同署長の訓示には、巡査の警護方法について、興味深い意見が示されている。曰く

「……小官が聞く処に依れば、ドイツの警察官は、天皇・皇后両陛下、皇太子殿下御巡幸の時、御警衛を為すには、恐れ多くも、陛下に背を向け奉りて拝観人の行為、挙動を視察し、尚且群集雑沓を制止すると云えり、今其然かる所以のものを聞くに、日本の如く、陛下に対し正面に向う時は拝観人に背を向けざる可からず。さすれば自ら警眼の注射し得べからざるは言を俟たず。故に宇内に警察國とも品評すべきドイツは此点に付ても流石能く注意、周到慎重至れり尽せりと大に感動を起せり。日本は古來の習慣、行幸啓の際、陛下に背を向けるが如きは大不敬極まるを以て、今更奇異なドイツの風を為すに及ばずと雖も、精神を注ぐ点に至りては、ドイツの警察と同一に為さざるべからず。……殊に警部長は、巡査が眼は……前後左右各二個ずつ、都合一身八つの眼を以て注意し、無事平穩に御警衛事務を果すべしと再三再四小官に懇切訓示せらるる処ありし」

警官の通路警衛の方法は、今日では拝観人に面してこれを為すのが通常になっているが、右の訓示によれば、当時においては思いも及ばぬ「大不敬極まる」ことと考えられていたことが分る。しかも、そういう方法がとれたらよいという願望があらわれている点は、如何に警衛責任者たちがあれこれと真剣に考えていたかを示すものである。それだけに、巡査がこの事件を起したことになる衝撃は、警衛責任者たちにとつて、計り知りがたい程であつたらう。一般世人も同様であつて、「滋賀県巡査」に対する不信の念が燃えあがつたのも当然である。例えば五月一三日附毎日新聞は「宜しく東京巡査を派遣すべし」と論じた。曰く

「……遠僻地方の巡査に至りては此二十年間に日本が如何なる進歩を為せしやを知らざる者多し。巡査は封建時代の武士なれば人民に対する封建士族が百姓、町人に対するが如くする者あり。外人は是敵とは独り無知の小民之を信ずるのみならず身を日本の文壇に置く者と雖も往々攘夷論類似の説を主張し愚民を煽動する者あり。邊鄙に住居し時勢の変遷を知らざる巡査が依然外人是敵と云ふ思想に支配せらるること所以なきにあらず。東京神奈川の巡査は其学識高く他の府県巡査の上に出づるあるにあらざれども京浜二地の巡査は交際に慣れたるに由る。平生の見聞廣きに由る。各地の巡査津田三蔵の如き暴人は決してなきを保証すれども、滋賀県巡査にして斯の

如しとせば露太子露国人は各地の巡查に信用を置かず。又我政府も安心する能はざることなるべし。此際東京巡查を派して太子御旅行中護衛の任に充つれば露太子も安心せらるる所あるべき歟。余輩は当局者が早く東京巡查を派遣せんことを希望するなり。」

当時の滋賀県巡查の中には、当日は帯剣をとりあげられて演武場（道場）へ一晚とめられていたという思い出話を、後にいたって披露したのもあった（サンデー毎日、昭和二年二月八日号）。当路者の間では、巡查の中に共同謀議者があるのではないかと心配された微候もあり、滋賀県庁所蔵の五月一日の日記に「午前四時二〇分着汽車で名古屋から憲兵來津の筈につき云々」という記事があるのを見ても、巡查に対する不信は相等強かつたようである。

県庁所蔵文書には、事件発生当日「午後九時各郡長（伊香・西浅井郡長を除く）出廳す、同時大津町村田町長出廳、町長は明日伺の爲め京都に出張の協議あり、午後十時五十分検事種野弘道出廳、知事に面会す」と、県内のあわただし様子が記録されているが、とりわけ大津町では、直ちに町会が招集せられて慰問方法などが議せられ、それにもとづいて、町長より露国公使に対し「貴国皇太子殿下御遭難、町民一同驚愕の至りに堪えず、謹んで御機嫌伺ひ奉る」との電報を發するとともに、更に協議を続け、若し政府において大使を露京へ派遣せられる場合、大津町より一名の総代を選び、露国皇帝陛下へ謝意を表すため随行せしめられるよう政府へ請願することにはば決したが、なお協議の結果、今回のことは独り大津町のみならず滋賀県全体の人民が至誠を示すべきであるとの論が大勢を制し、陳謝総代は滋賀県より派遣することに改められた。しかしこの方針も亦変更され、直ちに電報を以て露国皇室へ御慰問の辞を呈することとなり、西郷内務大臣より駐露公使西徳次郎氏に照会、滋賀県民の至誠を伝えることとなった。おそらく陳謝大使の派遣を待つよりも、早急に事件発生地の住民の意向を伝達するほうが、露国の怒りを鎮めるのに役立つと判断されたのであろう。その電文は次のごとくである。

TELEGRAM FROM THE MINISTER FOR HOME AFFAIRS TO MR. NISSI, ST. PETERSBURG.

NISSI, ST. Petersburg.

A deputation consisting of the leading men of Shiga province have just called upon me and requested me to transmit a message from the inhabitants of the province to the Russian Government. As the message contains sentiments which are entertained throughout the length and breadth of the Empire, I have not hesitated to comply with the request.

The following is the message, which I request you to present to the minister of Foreign Affairs. "Otsu is one of the most flourishing cities in the province of Shiga, and is inhabited by an industrious and law-abiding population. Its inhabitants have always been noted as peaceful, orderly and loyal citizens and not only the citizens of Otsu, but the entire population of the province were proud of the great honour, which His Imperial Highness the crown prince of Russia had done the city by visiting it and they now one and all desire to express their utter and unqualified abhorrence, detestation and condemnation of the unprovoked and cowardly attack upon the Grand Duke, the act which has brought a lasting shame and disgrace upon the fair name of Otsu."

SAIGO

滋賀県庁所蔵文書の中には「電文を直訳する処如左」として左の如く記した文書がある。

「内務大臣より在セントペーターズボルグ西氏の電報」

「在セントペーターズボルグ西殿」

滋賀県の主たる人より成り立つ委員は只今予を訪ひ該県人民より露国政府への通信を達せんことを請求せり。

其通信たる我帝國の縦横を通して有たるる感情を含むものなれば、予は其請求を採用するに躊躇せざりし。即ち左のものは外務大臣(露の)に呈する様子が貴下に請求する通信なり。

大津は滋賀県に於ける最も繁榮なる町の一にして勉強なる且又法律に服従する人民に依り住まはる。其住民は平和的秩序的及忠君なる市人としてことに著名なりし。而して只に大津の市人のみならず該県人民は露国皇太子殿下が其町に御來臨相成りし名譽を以て傲慢なりし。而して其人民は今一個的に又集合的に(一人々々皆欠クルコトナク同意ヲ以テノ意、其皇太子に加へたる、為めに大津の良名へ永久不滅の耻辱不面目を來したる、挑発せられざる卑怯の襲撃に對し滿腔無限の憎惡怨恨責罰の意あるを示さんと欲す。

西郷

右の翻訳文は、いかにも明治中期らしい逐語訳であるが、この電報について県の保存文書によれば、発起者として「鶴岡退藏、林田騰九郎、上田喜陸、岡田逸次郎、八田四郎次、辻平吾、馬場新三、中小路与平治、脇坂行三、川島宇一郎」の十名の名が連ねられている。このうち衆議院議員の川島氏を除く他の九名はいずれも県會議員である。そしてこの十名の名を以て各郡長に宛てた五月二十五日附の次の如き文書も保存されている。

「拜啓 陳は露国皇太子殿下御遭難に付我県民より御慰問の件に關し曩に御協議及ひ居候儀も有之候処各郡一致の御賛同を得たるを以て爾後我々発起者に於て討議の上取扱たる顛末左に致開陳候、

一、露国皇太子殿下御慰問の件に付ては我々発起者協議の上当路の大臣へ内伺を経たるに此際隣好を重んじ旧誼を保たんとするの上に於ては物品獻進のことは姑く措き代ふるに露国皇帝陛下へ對し我県民の真実なる敬愛の衷情を表する為め御慰問の電信を發送するの最も必要なることを認めたるに付我々発起者は県民惣代として五月一日前陳の旨趣を以て直ちに發電の手続を為したり。

一、我天皇陛下へ天機伺の爲め我々発起者は県民惣代として五月一日京都皇居へ参内し土方宮内大臣へ面謁の上書面を奉呈し執奏せられんことを申請したり。

右の通に候余電文、直訳書并に天機伺書写相副へ此及御報告候、各町村長諸君へは貴下より宜く御通報相成度、其実費各町村負担額は貴衙に御取廻めの上本月三十一日を限期し滋賀郡役所へ御送付被成下度依て計算書を具し併て及御依頼候也」

これに添付された計算書と題する別紙には

「露国セントペートルスボルグ迄、語数百九十九語、此電報料金二百七十一円八十四銭、明治三年二月調現住戸数十三万四千八百六十一戸の内、地方税戸数割を免除せられたる窮民戸数五千五百二十八戸を除き、残る十二万九千三百三十三戸に分配、一戸に付金二厘一毛〇八六一」とされ、さらに郡別に次の表が書かれている。

郡別	現住戸数	窮民戸数	窮民を除きたる戸数	金額
滋賀	一三・三四七	三二七	一三・〇二〇	二七円三六六
栗太	八・九四一	三九四	八・五四七	一七・九六五
野洲	七・八〇一	二五〇	七・五五一	一五・八七一
甲賀	一三・一三七	三六一	一二・七七六	二六・八五三
蒲生	一八・八三五	四九三	一八・三四二	三八・五五二
神崎	八・四〇三	一三六	八・五六七	一七・三七六
愛知	九・一八七	三〇一	八・八八六	一八・六七七
犬上	一三・七六七	九二八	一二・八三九	二六・九八六
坂田	一四・八二〇	八三二	一三・九八八	二九・四〇一
東井	九・〇八六	七九五	八・二九一	一七・四二七
伊香	五・九三九	四四八	五・四九一	一一・五四一
西井	一・六一三	一〇二	一・五一二	三・一七六
高島	九・九八五	一六一	九・八二四	二〇・六四九
計	一三四・八六一	五・五二八	一二九・三三三	二七一・八四〇

右の表は当時県の北部に「窮民戸数」の多かったことを示す点でも参考になるが、いずれにしても露国への電報発信は、政府の内意を伺った上で、県民の代表としての県会議員(および一部衆議院議員)の発起の下に、県内の窮民を除く全戸数の負担において行なわれたものであり、まさに、名実ともに、全県民の心からなる陳謝の誠を示したものである。もっとも、県所蔵文書の中には「響きに横尾書記官へ御依頼相成候本県人民惣代より露国政府への慰問電信文は別紙の通に有之

候旨同官より申出候條御承相成度知事の命に依り此段申進候也」という五月二十三日附の滋賀県知事官房発、中小路与平治・岡田逸次郎宛の文書が残っているので、電文そのものは県官もしくは政府で作成したものであることは疑がない。横尾書記官というのは、現在でいえば副知事にあたる職にあつた人で、事件当時、沖知事の着任までの間、すべての歓迎準備にあつた人である。なお前掲英文電報の字数が百九十九語と計算されているのは、貿易実務の専門家の推察するところによれば、コンマやセミコロンを除いて打電したものである、という。

以上のほか、県庁所蔵文書の中には「口上」という標題の下に

「今般貴国皇太子殿下本県御遊覽に際し恐れ多くも同殿下に対し奉り兇暴相働候者有之我々県民驚愕痛心之至りに堪えず玉体の一日も速に御全癒被為遊候様偏に奉祈候此段謹て御機嫌奉伺上候也

滋賀県会副議長中小路与平治 同県会議員鶴飼退蔵」

と記されたものもあるが、日附および宛名が明らかにせられておらず、現実に発送されたか否かも、さだかではない。

いずれにしても、この大事件に際して地元滋賀県民の驚きは大きく、町村長はじめ各種団体の代表が見舞状や見舞品などを送り、あるいは直接京都の宿舍や神戸の露国軍艦に出かけた者の数は多数にのぼるが、その中には犬上郡選出椋原義彦、伊香西浅井両郡選出県会議員一同、甲賀郡選出大原重右衛門、立川伊与助など県会議員の名がみえている。また沖守固所蔵文書には「県民を代表して京都御旅館に伺候す岡田逸次郎」「斉藤式部官により御慰問状を呈す、林田騰九郎・上田喜陸・馬場新三」というように、県民代表の意味で県会議員が御見舞に出かけている記録もある。(ふるさと近江所蔵第二御遺。難に関する県民の感情上)

ただ、当時どの文書にも県会議長の職名が見えていないのは、すこぶる奇異に感ぜられる。事件後、電報などによる慰問状の呈上、御見舞品献上などは全国各地から行なわれ、その数は一万有余とも、二万四千とも称せられ(安齊判事・上掲四八五頁) 実際の数は必ずしも正確に把握せられていないが、とくに事件発生地としての滋賀県内からのものが相当数にのぼっている。それについては、県庁所蔵文書の中に

「露国皇太子殿下御負傷ニ付悲痛ノ情ヲ表スル為メ京都駐在露国皇太子殿下ノ侍從長閣下宛ニテ大畧左ノ旨趣ヲ以テ電報相成然ルベシ、

貴国皇太子殿下不慮ノ御遭難アラセラレ驚愕慨嘆ノ至リニ不堪、謹テ殿下ノ御容体ヲ伺ヒ奉リ速ニ御平癒アラシムコトヲ祈リ奉リ爰ニ真実ナル敬意感情ヲ表シ奉ル宜ク御執成シアラシムコトヲ乞フ

又県会議長議員ハ各自若クハ申合ニテ、市町村長ハ其市町村ヲ代表シ、其他商工業会社等ヨリモ御見舞申上ル様御誘導アラシムコトヲ」といふ一片がある。宛名は不明であるが、おそらく各郡長や県会議長などに宛てたものと想像される。県内各町村長、県会議員、各種団体などが競って見舞品や見舞状を出したのも、これにもとづいたものであろう。これらに対し、露国側随員より発した「御県に於て露国皇太子殿下に参上又は電報を以て御見舞せし市町村会、府県会議員其他の者あらば、右へ、殿下御満足の旨伝えられたし、又右に関し貴官の御配意の段本官より深謝す」という電報も、県庁に保存されている。此処には友好的な雰囲気感ぜられ、西郷内務大臣が判決直後「これから戦争をせねばならぬ」と叫んだと伝えられるような切迫緊張した空気はない。負傷が軽微であったせいもあるが、県民の誠意が通じたとも見ることができよう。

露国皇太子は、本国皇帝の命により五月一三日急拠神戸の自国軍艦へ引上げて養生せられることになったので、本県官民の代表者たちも、神戸へ出かけて慰問状および見舞品を届けたものが少くないが、記録にのこっている見舞品を見ると、例えばつぎのようなものがある。

伊香郡西浅井郡人民総代、丹生村長丹羽太八郎、同高時村長東野彌九郎——菊水飴二二個

伊香郡余呉村平野市助——自製の菊水飴五個

高島郡各村民代表今津村長堀井三郎助——高島白縮二疋

高島郡本庄村梅村庄九郎——高島白縮三疋

滋賀郡大津町近江婦人慈善会幹事二名——團扇一箱

大津町三井銀行出張店取締役中西友吉、第六十四国立銀行取締役芳野寛、太湖汽船取締役北川弥平湖南汽船会社社長谷口嘉助——縮緬一箱

大津町近江米商会所頭取逸見嘉平治、肝煎山中新平衛——織物一卷

坂田郡長浜町民總代河瀬重平——人形一箱（県所蔵文書によれば牛若丸吹笛の像）なお添付の慰問状は欧文

長浜町第二十一国立銀行取締役河瀬重平——人形一箱（同上寿老人の像）なおその慰問状も欧文

長浜町貴族院議員下郷伝平——金剛縮緬一反

栗太郡各村民總代草津村長山内孫右衛門——竹鞭一箱

蒲生郡八幡町民總代町長代理喜多三郎、町會議員梅景治郎兵衛——清酒五十瓶

八幡町八幡銀行頭取西川重威——罐詰三打

犬上郡彦根町民總代町長門野長造、第百三十三国立銀行副頭取広野儀蔵、彦根物産会社社長岩崎定次郎——各々菓子一箱

滋賀郡大津町長村田六之助——鈎香爐及び附屬具

滋賀郡下坂本村民總代寺田庄兵衛、同村長森伊郷——唐橋（崎？）古松の実生一盆

以上のほか八幡町中一商会は京都御旅館に伺候し松茸罐詰三打を献じたとあり、また犬上郡日夏村民代表宮田熊十郎「京都御旅館に出頭し、口頭を以て御慰問の執達を願う」というような精神主義的なものもある（この人は現松下地工取替役人亦郎。長曾田若八郎氏の伯父にあたる）。右の如く酒あり、菓子あり、缶詰あり、織物あり、人形あり、盆栽あり、という工合で、県民各層各界が如何に知慧をしばって慰問に努力したかが如実に知られる。その中で草津から献上の竹鞭一箱は殊に意義深いように思う。

露国皇太子と同行来朝されたギリシャ国皇子ジョージ親王は、兎兎直前滋賀県庁展示物産中竹鞭を買上げられ、それを手にして皇太子の人力車の次の人力車に乗って進行しておられたが、犯人から二刀切りつけられて人力車からとびおり難を避けられた皇太子に対し、犯人が「尚も一刀を加へんと、右手に剣を振翳しつつ、車の右側に廻り、追駆んとする際、太子の次に乗車せられたる希臘皇子は直ちに車を飛降り、県庁にて買い上げられたる竹の根鞭を以て、三蔵の後頭部を連打せられ、三蔵の稍ひるむところへ、太子の御召車左側後押の車夫向畑治三郎なる者、両手にて三蔵の足を捉え、力を極めて引倒した……」（三浦・上）「三蔵猶剣をふるって追躡し、殆んど犯し奉らんとする刹那、希臘親王殿下叱咤して車上より下り、竹鞭を以て三蔵を乱打するや、車夫向畑……」（児島・大津事件日誌家本編註一三頁）という状況であるから、ギリシャ皇子の勇敢さと竹鞭が露国皇

太子を救ったということになる。梶原に保存されている兇器の帯剣は、後年の巡査のサーベルとは異り、重量のある日本刀の一種とも見らるべきものであるから、若し犯人が路上を逃げる皇太子に切りつけたならば、人力車にある皇太子を切った場合とは比較にならぬ程の大きな負傷を与えたであろう。ことに「三藏……其稍長スル処ハ撃剣ニシテ棒術弓術之ニ次ギ亦射的ニ習フ」というような記録もあることだから(安齊・前掲 九八二頁)なおさらである。竹の根鞭は皇太子およびギリシヤ皇子にとって、まことに感慨深い思い出の贈りものであったといえよう。

このように梶原が挙げて慰問に努力した反面、大津裁判所の判決において犯人が死刑をまぬかれて、無期徒刑を言い渡されたとき、傍聴人中「国家万歳」(もしくはは帝国万歳)を叫んだものがあつたという記録は注意されてよい。この点については三浦順太郎氏の上記「実験記」には「通常謀殺未遂の法条を適用し、被告を無期徒刑に処すと言渡されたときは、満廷感激、覚へず帝国万歳の声を発するものがあつたが、予は頗る意外であつた」(六四頁)とあり、また大審院長に対して「判決の結果は意外であつた」と述べた旨記されている(同上六六頁)。大津裁判所の予審では、大審院の管轄に属する皇室犯罪としていたのであるから、同判事としては、当然「死刑」の判決を予想していたのであろう。

しかし安齊判事の研究によれば、判決の頃になると、内閣側の法解釈に反対する代言人や、これを機に反政府ののろしをあげようとする壮士たちが大津へ集ってきた事実があり、事件直後の犯人に対する憎悪感とは逆の犯人擁護論と反政府的感情が複雑にからみあう物情騒然たる空気が大津に渦を巻いていたといえる。五月二七日の判決に際し「国家万歳」の声があがったのも故なしとしないのである。

付記——本稿は本誌前号「岡本教授還暦記念論文集」のために執筆したものであるが、締切の間にあわなかつた。教授の寛恕を乞う次第である。